徳島県監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき,平成26年度の監査を実施したので,その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月12日

徳島県監査委員川村廣道同稲田米昭同南恒生同大西章英

平成26年度

行政監查結果報告書

徳島県監査委員

目 次

第1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査の対象	
1	監査対象事務及び選定理由	1
2	監査対象機関及び業務	1
3	監査実施期間	2
4	監査の実施方法	
5	監査の対象としたもの	2
6	監査の着眼点	2
第3	重要物品の会計	
1	物品について	4
第4	重要物品の状況について	
1	徳島県の重要物品の保有状況等について	8
2	部局ごとの重要物品の保有状況等について	8
3	重要物品の状況等について	9
第5	監査の結果	
1	はじめに	14
2	調達について	14
3	未利用等の機器等について	15
4	売却処分の検討について	16
5	重要物品異動状況報告の適正化について	16
6	物品標示票の貼付について	17
第6	まとめ	18

第1 行政監査の趣旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき,一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため,合規性,経済性,効率性及び有効性の観点から行うものである。

第2 監査の対象

1 監査対象事務及び選定理由

監査対象事務は、「重要物品の管理の状況等について」とした。

県の財政状況は依然として厳しく,限られた予算の中で支障なく業務を行うためには,現在保有する備品を一層有効に活用していくことが求められている。特に重要物品については,徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号。以下「会計規則」という。)等により厳格な管理が求められている。

そこで,今回の監査では,県が保有する重要物品の状況等を把握するとともに,現在の管理状況及び利用実態等について有効性等の観点から検証し,もって今後の厳格な管理及び有効な利用に資することとする。

2 監査対象機関及び業務

県が保有する重要物品の実態を把握するため、監査の実施に先立ち全ての機関を対象として調査(以下「事前調査」という。)を実施し、調査により得られた結果を元に、県の各部局ごとに平成26年3月31日現在で保有する重要物品の合計金額及び点数を勘案し、表1の機関を監査の対象とすることとした。

なお,他の部局と比較して,保有する重要物品の合計金額が低額若しくは点数が著 しく少ない部局については,選定の対象から除くこととした。

表 1 監査対象機関

部局等	機関名
危機管理部	消防保安課
経営戦略部	管財課

次のページに続く。

部局等	機関名
県民環境部	保健製薬環境センター
保健福祉部	東部保健福祉局 徳島保健所庁舎
商工労働部	工業技術センター
農林水産部	農林水産総合技術支援センター 総務管理課
県土整備部	東部県土整備局 徳島庁舎
企業局	経営企画戦略課
病院局	中央病院
教育委員会	近代美術館 徳島科学技術高等学校
公安委員会	警察本部交通部 運転免許課

3 監査実施期間

この監査は,平成26年5月から平成27年3月までの間で実施した。

4 監査の実施方法

監査を実施するに当たっては、監査対象機関に対し、重要物品の保有状況、管理状況等を記載した監査調書の提出を求め、提出された監査調書に基づき、監査委員が実施した。

5 監査の対象としたもの

徳島県会計規則の運用基準に規定する重要物品を監査の対象とした。 なお,企業局及び病院局についても,同様とした。

6 監査の着眼点

この監査においては、次の項目を着眼点とした。

(1)購入手続きについて

- ・会計規則等に基づき適正に行われているか。
- ・新規購入に当たっては,その必要性等について検討を行っているか。
- ・寄附等により取得する場合、その手続きは適正に行われているか。

(2)処分について

- ・会計規則等に基づき適正に行われているか。
- ・処分事由は適正か。

(3)管理の実態について

- ・物品出納簿と現物は一致しているか。
- ・適切に管理されているか。
- ・長期間にわたり使用していないものはないか。
- ・故障等により使用できなくなったままのものはないか。
- ・定期的に保守点検,修繕を行い,期待される機能を維持するよう努めているか。

(4)更新計画について

- ・更新計画は策定されているか。また、定期的に計画の見直し等を行っているか。
- ・更新に当たっては,取得のほか,リース契約等,他の方法についても検討しているか。

(5)効率性について

- 保有する重要物品は,有効に活用されているか。
- ・利用状況の多少を把握しているか。また,利用率が低いものについては,その原因を把握し,今後の改善策等について検討を行っているか。

第3 重要物品の会計

1 物品について

(1)物品の定義

物品とは,「普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外 のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除 く。)をいう。

現金(現金に代えて納付される証券を含む。) 公有財産に属するもの

基金に属するもの」

とされている。(地方自治法第239条第1項)

(2)物品の分類について

徳島県では、物品の分類について会計規則第83条では、物品の性質や用途等により、備品類、消耗品類、原材料品類、生産品類、動物の5つに区分し、それぞれの区分に従い整理しなければならないことを定めている。

ア 備品類

物品の性質又は形状を変ずることなく比較的長期間の使用にたえ,又は保存することができるもの及び物品の性質が消耗品に属するものであつても標本品又は 陳列品として保管するものをいう。

イ 消耗品類

通常使用によって消耗し,又は使用によって固有の性質を失うもの,物品の補修に用いる部分品又は製造試験等に用いる材料で使用によって独立性を失うもの, その性質が備品類に属するものであっても贈与を目的とするもの,小動物その他 備品類として取り扱うことが不適当と認められる物品をいう。

ウ原材料品類

生産,工事,工作等のための使用材料となり又は消耗され若しくは構成部分と なるものをいう。

工 生産品類

試験,研究,職業指導等のため製造し,収穫し,又は生産した物品をいう。

オ 動物

牛,馬,豚,羊等の大動物及び中動物をいう。

(3)重要物品について

ア 重要物品の定義

重要物品については、「徳島県会計規則の運用について(通知)」(平成7年3月31日付け出第22号。以下「運用通知」という。)において、次のように定めている。

自動車(普通自動車,小型自動車(ただし,総排気量1,900cc級以上の小型自動車)及び大型特殊自動車)

機械器具で一品の取得価格が100万円以上のもの3トン以上20トン未満の機動船舶

美術品等で1点の取得価格が100万円以上のもの

イ 重要物品の分類

前述のとおり,物品は5つの区分に分類(大分類)されるが,これを24の中分類に区分し,さらに61の小分類に区分している。なお,小分類の区分ごとに物品出納簿を整理することとしているが,事前調査の結果,当該区分のうち重要物品を含む区分及びその状況は表2のとおりであった。

表 2 重要物品を含む分類

中分類	小分類(出納簿整理項目)	例
庁用機器	1 机類	O A デスク , 応接机 , 会議机 , 事務机 , 作業台等
	3 棚・箱類	キャビネット,整理戸棚,整理棚,書庫,陳列戸棚,食器棚,下駄箱,ロッカー等
	4 事務機器類	シュレッダー , 黒板 , パンチ , 衝立 , レジスター 等
	5 設備機器類	演台,案内板,掲示板,流し台,傘立,新聞掛, プラント,シート類,空気清浄機,自動販売機, 洗浄装置,ボイラ等
	6 冷暖房機器類	冷房機,冷暖房機等
	7 映像・音響機器類	放送設備,映写機,マイクロホン,スピーカー, 暗視野装置,投影装置等
	8 家電機器類	テープレコーダー,テレビ,ビデオカメラ,DV Dレコーダー,冷蔵庫,洗濯機等
	9 その他	監視カメラ,電話交換機等
産業機器	1 土木建設機器類	掘削機器類,整地機器類,コンクリート・アス ファルト機械類,しゅんせつ機械類等
	2 農林水産機器類	耕転整地用機器類,栽培管理用機器類,収穫調整 用機器類,林産用機器類,水産用機器類,畜産用 機器類等

次のページに続く。

中分類	小分類(出納簿整理項目)	例
産業機器	3 医療機器類	放射線治療システム,MRI,CT,血管造影X 線撮影装置,一般撮影システム等
	4 理化学機器類	試験研究機器類,実験機器類,分析・分離機器類 等
	5 計測機器類	長さ計類,はかり類,温度・湿度・熱量計類,時間・速さ計類,面積・体積計類,圧力計類,精密 測定機器類,測量機器類等
	6 通信機器類	無線機類等
	9 その他	風力発電システム,高速冷凍遠心機,局所排気装 置,放電加工機等
情報機器	1 OA機器類	プリンタ類,パソコン周辺機器類等
	2 ソフトウェア類	三次元CAMソフトウェア,生活保護システム, 森林用GPSシステム等
	3 システム機器類	サーバー類 , システム等サーバー , 端末 , 周 辺機器を含むシステム機器類等
	9 その他	コンピュータ電源装置,県庁総合サービスネット ワーク機器,電工表示板システム等
その他機器類	1 介護・福祉機器類	車椅子昇降装置,集団補聴システム等
	2 警察用品類	視覚検査装置,可搬式重量計,レーダー式車両走 行速度測定装置,交通事故自動記録装置等
	3 防災用品類	ヘリコプター,エアーテント,チーム装備用資機 材,航空消防防災無線設備等
	4 工具類	自動直角二面鉋盤,帯のこ盤等
	9 その他	フィールド電光装置,すだちくん案内システム, 体力診断システム等
船舶	1 船舶類	小型実習船,渡船等
	2 船舶用機器類	ジャイロパイロット,コンパス,魚類冷風乾燥シ ステム等
布具	2 カーテン・幕類	どん帳,幕等
	9 その他	じゅうたん等
教養・体育用具	1 体育用具類	着地マット,バスケットボール台,ランニングマ シーン,フィニッシュタイマー等
	2 楽器類	ピアノ, コントラファゴット等
	3 教育用具類	理科実験提示システム,光ファイバー通信実験実 習装置等
	9 その他	L L システム等
標本・美術品	1 標本・模型・見本類	恐竜骨格レプリカ,鉱物類,化石類,植物レプリカ,剥製,刀剣等
	2 美術工芸品類	絵画,彫刻,屏風,版画等

次のページに続く。

中分類	小分類(出納簿整理項目)	例	
車両	1 車両類	普通自動車,普通貨物自動車,スクールバス,小型自動車,警察車両等	
	2 車両用品類	警報車音声合成装置等	
パーソナルコンピュータ	1 パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピューター , 組立コンピューター等	
図書	9 その他	書籍	
看板	2 懸垂幕・横断幕類	横断幕等	

(注)「例」については,「物品出納簿記載方法の改正及び物品管理システムへの登録について(通知)」(平成19年3月22日付け管第929号。管財課長,出納課長通知。)において例示されているものについては,当該例示を記載し,それ以外のものについては,事前調査において回答があったものの中から,主なものを記載した。

ウ 重要物品の記録管理

(ア)物品出納の帳簿等の整理

物品出納機関は,物品出納通知書つづり,物品出納簿,備品(動物)貸与簿を備え,出納通知書等により,会計規則第83条の区分に従ってその出納を記録しなければならない。(会計規則第89条第1項)

(イ)物品出納簿記載の物品の標示

物品管理権者は,物品出納簿に記載した備品類及び消耗品類に物品標示票を 貼付し,その品名及び所属等を標示しなければならない。

ただし,当該備品類及び消耗品の形状,用途等により貼付することが困難な場合は,この限りでないとされている。(会計規則第91条の2)

第4 重要物品の状況について

事前調査の結果を取りまとめた結果は、次のとおりであった。

なお,地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づき業務を実施している企業 局及び病院局については,運用通知において示されている「重要物品」という定義を 持たないが,運用通知に定める重要物品の定義に照らして調査を行った。

1 徳島県の重要物品の保有状況等について

事前調査において提出を求めた調査票をもとに,平成26年3月31日現在で徳島県が保有する重要物品の総数及び総取得価格を集計したところ,保有総数は5,017点(一式管理しているものも一点と数えた。)であり,総取得価格は28,179,092,140円であった。

部局ごとの重要物品の保有状況,物品の分類別の保有数や保有金額等については, 以下のとおりであった。

2 部局ごとの重要物品の保有状況等について

平成26年3月31日現在の部局ごとの重要物品の保有状況を集計した結果は,表3のとおりであった。

試験研究機関が多い,あるいは規模が大きい機関を有する商工労働部及び農林水産部,高額な機器を多く保有する病院局及び教育用の機器を多く保有する教育委員会で重要物品の保有割合が高い一方で,政策創造部,監察局,出納局については,数量・金額共に少ない状況であった。

表3 部局ごとの重要物品の保有状況

部局等	保有 機関数	数量	構成比(%)	金額	構成比(%)
危機管理部	7	158	3.1	1,270,038,086	4.5
政策創造部	5	6	0.1	18,224,805	0.1
経営戦略部	9	103	2.1	394,167,998	1.4
県民環境部	9	466	9.3	2,084,802,179	7.4

次のページに続く

部局等	保有	数量		金額(円)	1 44 1911
	機関数		構成比(%)		構成比(%)
保健福祉部	9	73	1.5	230,508,412	0.8
商工労働部	11	602	12.0	3,128,852,352	11.1
農林水産部	14	493	9.8	1,714,624,677	6.1
県土整備部	12	37	0.7	243,580,959	0.9
監察局	1	1	0.0	1,783,950	0.0
出納局	0	0	-	0	-
南部総合県民局	9	69	1.4	276,796,264	1.0
西部総合県民局	9	53	1.1	197,441,208	0.7
病院局	4	1,085	21.6	9,002,951,586	31.9
企業局	1	62	1.2	130,657,843	0.5
教育委員会	54	1,625	32.4	8,887,092,110	31.5
諸局	3	6	0.1	29,647,500	0.1
公安委員会	16	178	3.5	567,922,211	2.0
合計	173	5,017	100	28,179,092,140	100

(注)構成比の算出に当たっては、小数点以下第2位を四捨五入した ため、合計が100にならない場合がある。

3 重要物品の状況等について

(1)物品の分類別の保有状況について

県が保有する重要物品について分類別に集計した結果は、表4のとおりであった。

最も多かった分類は産業機器であり、数量・金額共に県全体の半数以上の割合を占めていた。この要因としては、医療用機器及び試験研究機器は、製品単価が高額である上、様々な検査や患者の治療、試験研究に当たる上で即時の対応を求められることが多く、幅広く機器を整備する必要があることから、このような結果になったと考えられる。

次いで、標本・美術品、情報機器の割合が高くなっており、これらに産業機器

を含めると,数量では全体の約75.1パーセント,金額では約81.7パーセントと, それぞれ大半を占める状況であった。

表 4 分類別保有状況

分類	数量		金額	
刀料	奴里	構成比(%)	立部	構成比(%)
庁用機器	356	7.1	967,350,856	3.4
産業機器	2,683	53.5	14,353,312,600	50.9
情報機器	323	6.4	3,247,356,302	11.5
その他機器類	238	4.7	1,346,469,196	4.8
船舶	20	0.4	206,301,434	0.7
布具	22	0.4	120,028,404	0.4
教養・体育用具	207	4.1	573,244,237	2.0
標本・美術品	765	15.2	5,441,961,520	19.3
車両	387	7.7	1,888,217,942	6.7
パーソナルコンピュータ	13	0.3	29,335,186	0.1
図書	1	0.0	1,900,000	0.0
看板	2	0.0	3,614,463	0.0
合計	5,017	100	28,179,092,140	100

(注)構成比の算出に当たっては,小数点以下第2位を四捨五入した ため,合計は100にならない。

(2)取得後の経過年数別の状況

県が保有する重要物品について,取得から平成26年3月31日までの経過年数について,5年ごとに区切って集計した結果は,表5のとおりであった。

取得からの経過年数が25年末満のものの割合が,全体の90パーセントを超えている状況であった。言い替えると,取得から25年を経過すると使用不能となり,棄却等により処分するものが多くなると推察される。

また,産業機器等の中には,構造が比較的単純であること,特別の技術がなくて も修繕が可能であるなどの理由により,取得後25年を超えても保有し使用している ものが認められた。

表 5 経過年数別の状況

経過年数	数量	構成比(%)	金額	構成比(%)
5 年以内	1,023	20.7	7,550,168,015	27.2
5年以上10年未満	1,035	21.0	5,177,489,647	18.7
10年以上15年未満	868	17.6	4,530,333,406	16.3
15年以上20年未満	823	16.7	4,300,288,964	15.5
20年以上25年未満	727	14.7	3,616,073,939	13.0
25年以上30年未満	345	7.0	2,274,359,990	8.2
30年以上35年未満	70	1.4	151,706,950	0.5
35年以上40年未満	18	0.4	58,466,000	0.2
40年以上45年未満	15	0.3	28,149,000	0.1
45年以上50年未満	2	0.0	3,802,000	0.0
50年以上	10	0.2	23,989,500	0.1
未記載	81	-	464,264,729	-
合計	5,017	100	28,179,092,140	100

(注) 1 取得から平成26年3月31日までの経過年数を記載した。

2 構成比は,経過年数が不明である等の理由で未記載のものを除いて 算出し,算出に当たっては,小数点以下第2位を四捨五入したため, 合計が100にならない場合がある。

(3)取得金額別の状況

徳島県が保有する重要物品の取得単価について,区分を設け集計した結果は,表6のとおりであった。

数量でみると,最も割合が高かったのは100万円以上200万円未満で,全体の約43.8 パーセントの割合を占めている。これに次いで,200万円以上300万円未満が約17.1パーセント,500万円以上1,000万円未満が約12.7パーセントであった。

一方,金額別では,最も割合が高かったのは1億円以上で,全体の約18.6パーセントであった。これに次いで,500万円以上1,000万円未満が約16.0パーセント,1,000万円以上2,000万円未満が約14.2パーセント,100万円以上200万円未満が約10.9パー

表 6 取得単価別の状況

取得単価	数量	構成比(%)	金額	構成比(%)
100万円未満	13	0.3	862,058	0.0
100万円以上 200万円未満	2,200	43.9	3,074,162,882	10.9
200万円以上 300万円未満	856	17.1	2,132,170,382	7.6
300万円以上 400万円未満	473	9.4	1,637,626,935	5.8
400万円以上 500万円未満	345	6.9	1,542,937,066	5.5
500万円以上 1,000万円未満	639	12.7	4,495,745,043	16.0
1,000万円以上 2,000万円未満	286	5.7	4,010,825,227	14.2
2,000万円以上 3,000万円未満	101	2.0	2,398,711,917	8.5
3,000万円以上 4,000万円未満	31	0.6	1,034,924,350	3.7
4,000万円以上 5,000万円未満	23	0.5	1,025,407,630	3.6
5,000万円以上 1億円未満	25	0.5	1,587,349,650	5.6
1億円以上	25	0.5	5,238,369,000	18.6
合計	5,017	100	28,179,092,140	100

(注)構成比の算出に当たっては,小数点以下第2位を四捨五入したため合計が100にならない場合がある。

(4)購入の状況

平成25年度に購入した重要物品110点について,調達方法別に集計した結果は,表7のとおりであった。

全体の約92.7パーセントに当たる102点が競争入札により調達されており,残りの8点が随意契約により調達したものであった。

随意契約により調達した主な理由としては、入札が不調であったため随意契約によることとしたものが3点で契約金額は10,500,000円、お試し発注強化事業により県内企業から購入したものが2点で契約金額は5,880,000円などであった。

表 7 調達の状況

調達方法	数量	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)
競争入札によるもの	102	92.7	477,540,149	95.5
随意契約によるもの	8	7.3	22,512,588	4.5
合計	110	100	500,052,737	100

(注)構成比の算出に当たっては,小数点以下第2位を四捨五入した。

(5)処分の状況

平成25年度に処分を行った重要物品について,処分の態様別に集計した結果は,表8のとおりであった。

使用不能のため棄却したものが最も多く,全体の82.0パーセントに当たる123点あった。

一方,売却されたものも24点あり,処分に際し,有効活用や歳入確保の観点から 一定の検討がなされていたことがうかがわれる。

表 8 処分の状況

処分の態様	数量	構成比(%)	金額 (円)	構成比(%)
棄却	123	82.0	399,519,047	80.8
所管替え	2	1.3	17,325,000	3.5
売却	24	16.0	74,376,684	15.0
無償譲渡	1	0.7	3,490,000	0.7
合計	150	100	494,710,731	100

(注)構成比の算出に当たっては,小数点以下第2位を四捨五入した。

第5 監査の結果

1 はじめに

県が様々な行政課題に対し適時適切に業務を執行する上で、物品を保有し、有効活用することは大変重要である。

そのためには,「物品を常に善良な管理者の注意をもってその有用価値をみだりに消耗摩滅せしめないよう保管し,又は使用しなければならない」(会計規則第93条第1項)とされ,とりわけ,重要物品は取得価格が100万円以上と高額なこともあり,より有効かつ善良に管理し活用することが求められる。

今回の監査では,各機関が保有する重要物品が適正に管理されているか,有効に活用されているかなどの観点から監査を行ったが,おおむね適正に運用されていると認められた。

2 調達について

(1)調達方法について

依然として厳しい県の財政状況が続く中,重要物品の計画的な整備も困難な状況が続いている。今回の監査に当たり,重要物品の取得等の状況について聞き取りを行ったところ,「年々予算が厳しくなっており,高額機器の計画的な整備や更新は,困難な状況である」旨の回答が多く寄せられたところである。

このような状況から,県の各機関においては,限られた財源を有効に活用し業務を執行することがより一層求められており,そのためには,重要物品について本当に必要なものか,また,購入以外にリースやレンタルといった他の選択肢はないかといった検討を十分行う必要がある。

例えば,リース契約は,契約期間・契約金額等の契約内容について,徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)上の制約や経済性の観点等からの検討が必要ではあるものの,購入が困難な最新の機器を調達できるといった利点があり,有力な方法の一つであると考えられる。

国の補助事業として実施する場合等,機器の購入を前提とするような場合もある ものの,今後,重要物品を導入する際には,購入以外の方法も含めた調達について, 幅広く検討されるよう望むものである。

(2)保守管理について

試験研究機器等の理化学用機器類や計測機器類,各種医療用機器等は,機器本体が高額であるだけでなく,故障時の修理費や維持管理費もまた高額になることが多い。

このため,故障時の修理に対応できる予算上の裏付けがないまま当該機器が故障 すると,業務そのものに与える影響も大きく,また,緊急に対応する必要がある場 合には,修理費が高額になることも想定される。

今回監査を実施した機関の中で,取得時期が特定の年度に集中したことで,これら機器の保守・修理等に要する費用もまた,その時期が集中することが予想されることから,予算の確保が課題となっている機関も見受けられた。

このようなリスクを少しでも軽減するためには,新規購入の検討段階から保守や 修理経費を見込み,それを入札時の条件とするなどの対応を行うことも検討すべき 時期に来ていると考える。

業務の執行のため、多種多様な機器の整備の必要性は認めるが、最少の経費で最大の効果を得るという観点から、保守・修理経費等を含めた総費用の抑制を図ることの重要性に鑑み、総費用の最小化に努められたい。

3 未利用の機器等について

今回監査を実施した各機関は,多数の重要物品を保有し,それを用いて業務を執行 している。

これら重要物品の中には、故障し使用不能となっているもの、修理すれば使用が可能ではあるものの、修繕費が不足して使用されていないもの、利用しようとすると新たな費用が発生するため使用されていないもの等の理由により、未利用若しくは利用率が著しく低いものが認められた。

このことについて,「たとえ年に数度の利用しかないとしても,当該機器を保有していないと業務に対応できない」との意見も呈されたが,利用頻度が低いまま長期間経過すると,最悪の場合,メーカーからの部品供給が不可能となり修繕不能の状態に陥ってしまうことや,研究分野等においては,技術の進歩が著しく,短期間のうちに,より高い精度が求められるようになるため,修理したとしてももはや使用に値しないといったことも考えられる。

これら未利用若しくは利用率が著しく低い機器の中には,既に売払い若しくは棄却の要件に合致したものもあると考えられるが,今一度未利用若しくは利用率が著しく低くなっている原因等を究明し,今後の事業計画や当該機器の必要性を適時適切に見直す必要がある。

なお,これらの判断に当たっては,部品取りで保有すべきもの,売却が見込まれる もの或いは将来活用することが見込まれるもの以外のものについては,棄却等につい て検討し,今後も引き続き保有するとしたものについては,関係機関での共同利用や, 利用希望者への貸出し等を検討するなど,利用率向上に向けた取組みが必要である。

4 売却処分の検討について

監査対象機関における平成25年度の重要物品の処分状況をみると,使用不能等により棄却されたものが大半であり,他機関へ保管転換したものや譲渡されたものを除くと,売却により処分された重要物品は,処分総数49点のうちの5点であった。

棄却する主な理由は、「当該物品が故障等のため使用不能となったため」であることからみても、売却に至る場合は少ないのが現状であることは理解できる。しかしながら、工業技術センター及び運転免許課(売払いに関する事務は、警察本部会計課が実施している。)においては、売却に向けた取組みを行っており、特に工業技術センターでは、国の手法を参考に、年に数回ホームページで購入希望者を募るという手法により、平成24年度から平成26年度の3か年にわたり物品の売払収入を得ていた。

また,売却することで収入が得られ,棄却の場合に発生する処分費用が不要となり, 経費節減はもとより,歳入確保に貢献するものである。

売却については,県として歳入確保の観点から一定の検討がなされているものの, 全庁的な取組みを加速させることで,より大きな成果が期待できることから,今後, 重要物品を処分する際には,売却の可能性を検討する必要があると認められた。

5 重要物品異動状況報告の適正化について

今回の監査において,各機関において棄却の事務手続きが完了している重要物品を, 重要物品異動状況報告書に記載しているものや,保有している重要物品を重要物品異 動状況報告書に記載できていないものが認められた。

重要物品については、会計規則第109条第1項において、物品出納簿と照合の上、その異動状況を会計管理者に報告しなければならないと定めていることや、会計課発行の「財務会計だより」には、重要物品については、現品を確認の上報告誤りのないようにと掲載されているように、重要物品の現物と物品出納簿を照合し、当該年度の異動状況を報告するよう求めているものである。

また,地方公会計の整備促進について,平成26年9月30日に公表された「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」においても,固定資産台帳に記載された固定資産と現物の一致を確かめることが重要であることが示されている。

定期的に現物と物品出納簿を照合するということは、照合する際に物品の状態やその管理状況を把握できるとともに、修繕の必要性や、現物と物品出納簿の記載内容との間に差異はないかなども定期的に確認できることから、ひいては重要物品の適正な維持管理に大いに資するものである。

今後は,関係規定の遵守はもとより,物品出納簿と重要物品の現物を確実に照合されるよう努められたい。

6 物品標示票の貼付について

物品出納機関は,物品出納簿等の帳票を備え物品の出納を記録するとともに,物品管理権者にあっては,当該備品類及び消耗品類の形状,用途等により貼付することが困難な場合を除き,物品出納簿に記載した備品類及び消耗品類に物品標示票を貼付し,その品名及び所属等を標示しなければならないとされている。(会計規則第89条第1項及び第91条の2)

しかしながら,今回の監査において重要物品の現物を確認した結果,物品標示票が 貼付できていないものが複数認められた。

物品標示票と物品出納簿を一体のものとして物品を管理することで,物品確認の円 滑化が図られるとともに,物品の亡失を未然に防ぐことにも資するため,今一度,保 有する重要物品には,漏れなく物品標示票を貼付しているか,点検に努められたい。

第6 まとめ

今回の監査においては,監査対象機関における重要物品の購入及び処分の手続き, 管理の実態,重要物品の有効活用等について,適正に事務処理されているかの観点から検証を行った。

監査の結果,おおむね適正に事務処理されていることが確認できた。また,予備監査時点で不備が認められたものであっても,監査を実施する過程において改善が図られたものも認められた。

今回の監査においてテーマとした「重要物品」は、業務を執行する上で必要不可欠なものであり、行政目的を達成するためには、常に善良な管理者の注意をもってその価値をみだりに低下させないように保管し、又は使用しなければならないものであることから、今後とも重要物品の適正な管理を望むものである。

なお,本監査結果報告は,事前調査において重要物品を保有していると回答があった機関の中から12の機関を監査対象機関として選定し,監査を実施した結果をまとめたものであるが,今回の監査の対象とならなかった機関におかれても,適正な管理や有効性の観点等から今一度業務を点検し,不備等が認められるような場合には,適時改善されるよう,併せて望むものである。